

定期的検査における検査の項目，範囲及び程度の変更に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
自動化設備規則
船橋設備規則
機関予防保全設備規則
揚貨設備規則
安全設備規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
自動化設備規則検査要領
船橋設備規則検査要領
機関予防保全設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領
安全設備規則検査要領

改正事項

定期的検査における検査の項目，範囲及び程度の変更に関する事項

改正理由

定期的検査及び機関計画検査において，検査の項目，範囲及び程度は，船舶あるいは機関の大きさ，用途，構造，船齢，経歴，前回の検査の成績及び現状に応じ，変更できることが規定されている。同規定は，船舶の状態や検査の結果に応じて，さらに確実かつ合理的な検査を実施するために，検査項目の範囲及び程度を，適宜拡大または一部軽減を行うことを定めたものである。しかしながら，現行規定では，当該規定が適用されるものではない国際条約及び管轄官庁の規定する検査項目の取扱いを含め，当該規定の対象が一部不明瞭なものとなっている。

上記事項を明確にするため，定期的検査における検査の項目，範囲及び程度を変更する際の取扱いについて，関連規定を改めた。

改正内容

検査の項目，範囲及び程度を拡大及び参酌する場合の条件の規定を改めた。